

関西電力グループ人権方針の策定について

2021年12月24日
関西電力株式会社

当社は、このたび、当社グループとして人権尊重への取組みを推進し、その責任を全うしていくために、関西電力グループ人権方針（以下、本方針）を策定いたしました。

当社は関西電力グループ行動憲章^{※1}において、人権を国際社会共通の普遍的な価値ととらえ、人権に関する国際的な規範を支持し、あらゆる事業活動において人権を尊重する旨を記載するとともに、人権尊重への取組みを推進してきました。

本方針は、日本政府が2020年10月に「ビジネスと人権に関する行動計画」^{※2}を公表したことを受け、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」^{※3}に準拠した人権尊重に関する方針として、関西電力グループ行動憲章から独立して策定したものです。具体的には、当社グループの役員と従業員のみならず、ビジネスパートナー、サプライヤー、その他の関係者に対して、人権を尊重し、侵害しないよう働きかけを行うことなどを定め、方針に反映しております。

当社グループは、本方針に基づき、全ての人間の尊厳と人権が尊重される社会の実現を支援していきます。

以上

- ※1：当社グループの役員、従業員が、具体的にどのように行動すべきかを示したものであり、全ての社内規程等の前提として、当社グループの事業活動における判断の拠り所となるもの。
- ※2：国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、国が人権保護の義務を果たし、企業活動における人権尊重の促進を図るため、政府が策定した行動計画。
- ※3：2011年6月、国連人権理事会にて支持された国と企業が尊重すべきグローバル基準。全世界の国と企業に適用され、企業活動に関連する人権リスクを防止し、対処するためのそれぞれの義務と責任を明確にしている。

リンク：[関西電力グループ人権方針](#)